

事例1-(1)-①	
件名	アマチュア無線局の免許制度
改善の方向	総務省は、アマチュア無線の利用者の負担軽減を図るため、技術基準適合証明を受けた無線設備の取替え及び増設を行う場合には、無線従事者の資格の操作可能な範囲内において、手続の簡素化を図ることについて、考え方を整理する必要がある。
意見・要望等	アマチュア無線局の開設後に無線設備の取替え、増設、変更及び撤去等を行う際に、その都度、該当する無線設備に係る変更の手続を行わなければならない、煩雑となっていることから、無線従事者の資格で認められている操作可能な範囲において、技術基準適合証明を受けている無線設備の変更であれば、変更の手続を不要としてほしい。 (アマチュア無線局免許人)
府省名	総務省
関係法令名	電波法（昭和25年法律第131号） 電波法施行令（平成13年政令第245号） 電波法施行規則（昭和25年11月30日電波監理委員会規則第14号）
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>アマチュア無線局の免許を受けた者（以下「免許人」という。）は、無線設備の変更の工事等をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない、同大臣の検査を受け、その内容が適合していると認められた後でなければ運用してはならない（電波法第17条第1項及び同法第18条）。</p> <p>ただし、無線設備の変更の工事をする場合について、軽微な事項（注）に係るものであれば、総務大臣の許可は要せず、遅滞なくその旨を届け出ることとされている（電波法第9条及び同法第17条第3項並びに電波法施行規則第10条）。</p> <p>（注）軽微な事項は、電波法施行規則の別表第一号の三に規定されており、アマチュア無線局に関するものとして、電波法令の技術基準に適合していることの証明（以下「技術基準適合証明」という。）を受けている設備を取り替えたり、追加する場合は該当するとされている。</p> <p>また、総務大臣は、免許人が電波の型式、周波数、空中線電力等の指定の変更の申請をした場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる（電波法第19条）。</p> <p>一方、アマチュア無線局の無線設備の操作は、無線従事者でなければ行ってはならず（電波法第39条の13）、表1のとおり、アマチュア無線従事者の資格ごとに操作できる無線設備の範囲が規定されている（電波法施行令第3条第3項）。</p>

表1 アマチュア無線従事者の資格ごとの操作の範囲

資格	操作の範囲
第1級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の無線設備の操作
第2級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の空中線電力200W以下の無線設備の操作
第3級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の空中線電力50W以下の無線設備で18メガヘルツ以上又は8メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものの操作
第4級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の無線設備で次に掲げるものの操作（モールス符号による通信を除く） 1 空中線電力10W以下の無線設備で21メガヘルツから30メガヘルツまで又は8メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの 2 空中線電力20W以下の無線設備で30メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの

(注) 電波法施行令第3条に基づき当省が作成した。

[問題となる実態等]

アマチュア無線局における無線設備の変更を含む変更申請等の件数は、表2のとおり、毎年度1万5,000件程度で推移している。

表2 変更申請等の件数の推移

(単位:件)

区分	平成22年度	23年度	24年度	25年度
変更申請等	14,196	15,247	15,428	14,140
変更等の許可	9,439	9,783	10,155	9,449
変更等の許可及び指定変更	4,757	5,464	5,273	4,691

(注) 1 総務省総合通信基盤局の資料に基づき当省が作成した。  
 2 変更等の許可には、軽微な変更に係る変更届も含まれている。  
 3 変更内容については、無線設備の増設等のほかに、無線設備の設置場所の変更や免許人の氏名、住所の変更等も含まれている。

総務省は、当該無線設備の変更の手続について、免許人に変更申請を行わせることは、その内容について、主に電波法令の技術基準に適合しているかを確認するためであるとしている。

また、免許人がアマチュア無線局の無線設備の取替えや増設を行う場合、変更の検査を受けなければ当該無線設備を運用することはできないが、技術基準適合証明を受けている無線設備（以下「技適機」という。）を使用する場合は、変更の検査を省略することができ、届出のみでよいとされている（電波法第17条第3項）。

なお、アマチュア無線局における平成11年度以降の技適機の使用状況をみると、表3のとおり、74.5%が技適機のみを使用している。

表3 アマチュア無線局における技適機の使用状況

(単位：局、%)

アマチュア無線局数（平成11年以降開局）	267,878
技適機を使用する局	221,861 (82.8)
技適機のみを使用する局	199,653 (74.5)
非技適機のみを使用する局	46,017 (17.2)

- (注) 1 総務省総合通信基盤局の資料に基づき当省が作成した。  
2 数値は、総務省において把握している平成11年度から25年度までに（25年度は26年1月末時点）開局したアマチュア無線局の平成26年1月末時点の無線設備の使用状況を示している。  
3 「技適機を使用する局」とは、技適機のみを使用する局と技適機・非技適機の両方を使用する局の合計である。  
4 ( )の数値は上表の「アマチュア無線局数」に占める「技適機（又は非技適機のみ）を使用する局」の割合である。

総務副大臣主催の「電波有効利用の促進に関する検討会」の報告書（平成24年12月25日）では、アマチュア無線局の手続の簡素化について、「技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する場合には、無線従事者資格の操作範囲内で、それぞれのアマチュア無線資格に応じた操作可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を包括して指定するなど、手続の簡素化について検討することが適当である。」としている。

これについて、総務省（総合通信基盤局）では、現在の制度の中で他の無線局との関係なども考慮しながら、慎重に検討する必要があるとしている。